

## 治験経費算定要領 主な改正点

2022年6月29日改定

1. 賃金算定期間の変更  
管理的経費のうち賃金については、症例登録時及び継続審査時に算定することとしていたが、症例登録時及び前回の算定から1年を超えた日に算定することへ変更した。
2. 文書保管費に関する記載の明確化  
紙媒体での文書保管が算定対象であること、文書保管確認書を作成の上で請求することを追記した。
3. 旭医様式見直し  
ポイント表の様式番号を変更した。
4. 記載整備・誤記訂正  
軽微な誤記訂正・記載整備を行った。